

平成 28 年度 第 1 回本別町子ども・子育て会議
【議事概要】

期日：平成 28 年 9 月 2 日（金）

午後 6 時 30 分

場所：本別町中央公民館第 1 会議室

出席者：委員 14 名、高橋町長、事務局 9 名 計 24 名

顛末：下記のとおり

1. 委嘱状交付

町長から新委嘱委員へ委嘱状を交付（4 名）

2. 開会 午後 6 時 30 分

3. 会長挨拶

会長 田西 昭子

4. 経過報告

平成 28 年 3 月 9 日（平成 27 年度 第 3 回子ども子育て会議以降）

(1) 仙美里子ども教室オープン（平成 28 年 4 月 1 日）仙美里地区公民館 4 名

(2) へき地保育所のサービスの拡大（平成 28 年 4 月 1 日）

① 保育開始時間の拡大 8 時 00 分（変更前 8 時 30 分）

② 受入年齢の拡大 満 2 歳の年度始めから（満 3 歳の誕生日の翌日）

(3) 平成 28 年 6 月議会において可決

低所得者世帯における第 3 子以降の保育料を無償化（年齢制限を撤廃）

低所得者世帯、ひとり親世帯における第 1 子は現行の半額、第 2 子以上の無償化

※宮内主事が報告

5. 協議事項

(1) 保育料の見直しについて（平成 29 年 4 月 1 日から）

常設保育所（保育標準認定・短時間認定）保育料の見直し（3 歳未満）

常設保育所（保育標準認定・短時間認定）保育料の見直し（3 歳以上）

へき地保育所保育料の見直し（2 歳児）

へき地保育所保育料の見直し（3 歳以上）

幼稚園（教育標準時間認定）保育料の見直し

※大橋課長から説明

(2) 認定こども園の進捗状況について

① こども園の教育・保育「理念・方針・目標」について

② こども園の 1 日について

③ 新しい教育・保育サービスについて

(ア) 病後児保育

病気やけがの回復期にあつて、集団保育が困難な児童に対し、病後児保育室において、保育教諭および看護師のケアの下でお預かりいたします。

(イ) 延長保育（開園後の 7:00～7:30 閉園前の 18:30～19:00）

(ウ) 子育て支援センター部門との一体化

(エ) 完全給食～1号認定子ども（給食提供）2号認定子ども（白米を提供）

④ こども園の施設概要について

(1) 図 面 平面図参照

(2) 敷地面積 12,935.81 m²

(3) 構造 鉄骨造平屋建て 内装（木質化）

(4) 延床面積 1,781.85 m²

(5) 冷暖房 冷房、床暖房完備

(6) 園庭 全面芝生化、遊具、築山、菜園、シンボルツリー

⑤ こども園の「愛称」について

8月31日開催の保護者説明において、「愛称」を募集することで確認
在園児家庭から提案いただく

※岡崎補佐から説明

(3) 発達支援センター機能強化について

本別町子ども・子育て会議条例

第7条 専門的な事項を調査審議するため、必要があるときは、子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

「発達支援セシステム検討ワーキング部会」の設置について

※菊池委員から説明

6. その他

質疑・意見（○：委員、⇒事務局。以下同じ。）

○へき地保育所の受入年齢の拡大ということで利用者はどのくらいになったか

⇒勇足へき地保育所3名、仙美里へき地保育所2名が入所となった。

○十勝管内の保育料はどうなっているのか

⇒平均保育料で比較すると、管内で上から2番目に高い水準である

○兄弟の考え方で、2人目の子どもで同じ保育所に入所していると1/2になるが、今後どうなるのか

⇒今後も同様である、2号認定、3号認定の場合、同時入所が条件となる。1号認定は、小学校3年生から年少までの6年間となる

○1号認定の子どもの夏休みの預かりはするのか

⇒1号認定の長期休暇の預り保育は実施します

○給食費について、1号認定の夏休み等も2,000円に変わりはないということか

⇒本日、2,000円×12月を予定している。最終判断は、法人本部との協議となる、小学校も12月分、年間でお支払いいただいている。毎月ではなく、年間として考えていただきたい

○今まで生活保護世帯が0円だった。非課税世帯も0円で間違えないのか

⇒非課税世帯も0円とした

- 延長保育の延長保育料はどうか。保育料に見合った額になるのか、25分も1時間としてカウントするのか
⇒30分単位を想定している。30分100円、31分で200円となる。金額は現行の金額を想定している、決定は、法人本部となる
- 預かった子どもが発熱した際、これまでは親に連絡し迎えに来てもらっていたが、今回病児保育ができたことで、そういった対応は今後どうか
⇒急に体調が不良となった場合は、現在の方法と同じである。医務室で保育士、保護者が迎えにきたら帰宅となる
- 一時預かりで子育て支援センターを利用している子どもが体調不良になったとき、病児保育の看護師がその子を見ることもあるのか
⇒病児保育の子どもが一人もいない場合は、その看護師が医務室できるが、基本的には、一時預かり担当の保育教諭が保護者に連絡をとり、迎えに来ていただき帰宅となる
- 負担軽減が、12,000千円となると説明があったが、12,000千円は誰が負担するのか
⇒国基準からの差額は、町の負担となる
- 子育て支援センターの出入り口は、他の子ども達と別にするのか
⇒その通り、こども園サイドの正面の玄関の他に、東側に子育て支援センターの玄関を設置する
- これまでに比べて子どもの人数が大幅に増えることになるが、保育士一人で何十人も一度に見ることになるのか
⇒保育教諭と子どもの人数は、法律で決まっている。基準を守り、教育・保育を行う。さらに、支援の必要な児童についても、協定で基準を設け加配することとなっている。協定書に沿って、教育・保育を行う
- 日曜日等、町民は園庭の利用が出来るのか、
⇒帰省等の子どもや勇足、仙美里の子どもも利用出来るように考えている。事故も考えられるので、ルールを作り、運営したい
- 小学生等が園の遊具で遊ぶことはできるのか
⇒事故も考えられるので、ルールを作り、運営したい
- 芝の管理はどうか
⇒施設の中、外の管理人を配置する。芝刈りはこども園の仕事となる
- 子供用プールなどでの水遊びはどこでやることになるのか
⇒現地で条件の良いところで行う
- 保護者から「町内の公園の遊具は目新しいものがない」と聞く。こども園の遊具に特徴的なものはあるのか
⇒新しい遊具を設置予定である。事故も考えられるので、ルールを作り、運営したい
- 発達支援センターについて、どのくらいのペースで部会が開かれるのか
⇒部会の人選は、事務局にお任せいただきたい。部会の会議は、決まっていないが、話し合った内容は、子ども・子育て会議に報告させていただきます

7. 閉会 午後8時